

松橋町・不知火町版



1. 下水道使用料の算定について

汚水排水量（「水道水」または「メーター器を自費にて設置し、水量が計測できる井戸水」）に応じて、下表に示す区分により使用料を算定します。

汚水の種類	使用料【月額（税込）】		
	基本料金	汚水排水量	
一般汚水	超過使用料金 1 m ³ につき	8 m ³ まで	1,500円
		8 m ³ を超え 20 m ³ まで	190円
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで	203円
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	215円
公衆浴場	1 m ³ につき	50 m ³ を超えるもの	228円
			72円

井戸水を使用し、メーター器による計測ができない場合の認定水量は以下のとおり

- 一般家庭：「1人当たり8 m³×世帯員数※...**A**」
- 水道水を併用：「**【井戸】...A**」と「**【水道】メーター器による算定**」のいずれか多い使用水量

※世帯員数の確認は住民基本台帳を原則とし、その基準日は毎月1日とする。

2. 使用料算定のモデルケース（一般家庭・井戸水はメーター器なし） 10円未満切り捨て

（1）水道水（35 m³使用）の場合

基本料金：1,500円 + (12 m³×超過使用料金単価：190円) + (10 m³×203円) × (5 m³×215円)
= **6,880円**

（2）井戸水（4人家族）の場合 → 使用水量は、「1人当たり8 m³×4人=32 m³」とみなす

基本料金：1,500円 + (12 m³×超過使用料金単価：190円) + (10 m³×203円) × (2 m³×215円)
= **6,240円**



（3）併用使用（4人家族で水道水と井戸水を併用）の場合

【パターン1】水道水30 m³（≦ 井戸水32 m³=1人当たり8 m³×4人）使用のとき

→ 井戸水の認定水量が多いため、使用水量は「**32 m³**」とみなす

基本料金：1,500円 + (12 m³×超過使用料金単価：190円) + (10 m³×203円) × (2 m³×215円)
= **6,240円**

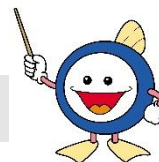
【パターン2】水道水35 m³（≧ 井戸水32 m³=1人当たり8 m³×4人）使用のとき

→ 水道水の水量が多いため、使用水量は「**35 m³**」とみなす

基本料金：1,500円 + (12 m³×超過使用料金単価：190円) + (10 m³×203円) × (5 m³×215円)
= **6,880円**

3. 下水道使用料早見表（税込）

令和7年5月請求分から



水量 m ³	使用料 円
0～8	1,500
9	1,690
10	1,880
11	2,070
12	2,260
13	2,450
14	2,640
15	2,830
16	3,020
17	3,210
18	3,400
19	3,590
20	3,780
21	3,980
22	4,180
23	4,380
24	4,590
25	4,790
26	4,990

水量 m ³	使用料 円
27	5,200
28	5,400
29	5,600
30	5,810
31	6,020
32	6,240
33	6,450
34	6,670
35	6,880
36	7,100
37	7,310
38	7,530
39	7,740
40	7,960
41	8,170
42	8,390
43	8,600
44	8,820
45	9,030

水量 m ³	使用料 円
46	9,250
47	9,460
48	9,680
49	9,890
50	10,110
51	10,330
52	10,560
53	10,790
54	11,020
55	11,250
56	11,470
57	11,700
58	11,930
59	12,160
60	12,390
61	12,610
62	12,840
63	13,070
64	13,300

4. こんなときは必ず連絡をお願いします

- ① 下水道の使用を休止、廃止、再開したとき
- ② 下水道の利用者が変わったとき
- ③ 使用人数の変更があったとき（井戸水使用で世帯員数による算定の場合）



【例】ご家族の死亡・出生・転入・転出（遠隔地の大学入学・長期入院等を含む）

- ④ 宅内の給水設備を改造するとき（水道水と井戸水の切替えなど）

【お問い合わせ先】

宇城市上下水道局 上下水道課 総務係
〒869-0592

宇城市松橋町大野 85

☎ 0964-32-1674（直通）